

～みんなで作る みどり豊かで

空気と水がきれいなまち～をめざして

# 寒川町地球温暖化対策 実行計画（行政編）

寒 川 町

平成 25 年 4 月



## 目次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	1
1. 計画の背景と目的 .....	1
2. 計画期間・基準年度 .....	1
3. 対象範囲 .....	2
4. 対象とする温室効果ガス .....	3
参考：地球温暖化対策の推進に関する法律 .....	4
<b>第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標</b> .....	5
1. 温室効果ガスの排出状況 .....	5
2. 本計画における基準年度の排出状況 .....	5
3. 削減目標 .....	7
4. 具体的な取り組み .....	9
<b>第3章 地球温暖化対策の施策と取り組み</b> .....	10
1. 取り組み項目の体系 .....	10
2. 目標達成に向けた実行項目 .....	11
<b>第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表</b> .....	14
1. 推進体制・点検体制 .....	14
2. 各組織の役割と推進体制 .....	14
3. 職員等への普及・啓発 .....	16
4. 点検の方法と公表 .....	16
・温暖化実行計画点検票（A票） .....	17
・温暖化実行計画点検票記載例（A票） .....	18
・役割分担と点検票作成のポイント .....	19
・温室効果ガス排出量点検票（B票） .....	20

資料.....	22
・ 温室効果ガス排出量の計算例.....	22
・ 環境ラベルの一例.....	24
・ 用語解説.....	26
・ 平成 22 年度各施設燃料等及び自動車走行量.....	30
・ 平成 22 年度各施設温室効果ガス排出量.....	32
・ 地球温暖化対策実行計画（行政編）推進委員会設置要綱.....	33



## 第1章 基本的事項

### 1. 計画の背景と目的

地球温暖化※1を防止することは、人類共通の課題です。平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が制定され、地方公共団体は、自らの事務・事業に伴って発生する温室効果ガス※2の排出を抑制するため実行計画を策定するものとされています。

神奈川県では平成21年に神奈川県地球温暖化対策推進条例を施行し、それに基づき平成22年には「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、県民、事業者などそれぞれの主体毎に、あるいは相互に連携して地球温暖化対策に取り組むこととしています。

本町では、平成16年に策定した寒川町環境行動指針（行政編）の中で、事務・事業に伴って排出される温室効果ガス削減の取り組みを進めてきました。

さらに、『みんなでつくる みどり豊かで 空気と水がきれいなまち』という望ましい環境像を掲げて、平成24年度から取り組みをスタートした「第2次寒川町環境基本計画」では地球温暖化防止の取り組みが重点プロジェクトとなっています。

#### 《計画の目的》

- ◆町自らが、一事業者として率先して温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを実行する。
- ◆町が率先して行動を示すことにより、事業者や町民の自主的かつ積極的な取り組みを促進する。
- ◆町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制などの措置により、地球温暖化防止対策の推進を図る。

### 2. 計画期間・基準年度

基準年度	計画期間
2010（平成22）年度	2013（平成25）年度～2020（平成32）年度

- 第2次寒川町環境基本計画の環境指標で定めた、CO<sub>2</sub>排出量削減の取り組みの基準年と整合性を図り、2010（平成22）年度を基準年度とします。
- 計画期間は第2次寒川町環境基本計画の最終年度である平成32年度までの8年間とし、中間年である平成28年度に見直しを行います。

### 3. 対象範囲

本実行計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務事業とし、下記の組織及び施設を対象とします。前実行計画では対象外であった指定管理者施設についても、本計画では対象とし、さらに今後の施設の廃止（寒川駅周辺整備事務所）や民営化（保育園）などの内容を踏まえています。 全 28 課等、35 施設

表 対象とする組織・施設等

区分	組織・施設
町役場 (28 課等)	企画政策部（企画政策課、財政課、危機管理課）
	総務部（総務課、税務課、収納対策課）
	町民部（協働文化推進課、町民窓口課）
	福祉部（福祉課、高齢介護課、保険年金課）
	健康子ども部（子ども青少年課、健康・スポーツ課）
	環境経済部（産業振興課、環境課）
	都市建設部（道路課、下水道課、都市計画課）
	拠点づくり部（倉見拠点づくり課、田端拠点づくり課、寒川駅周辺整備事務所※平成 26 年度から）
	会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
	教育委員会（教育総務課、学校教育課）
小学校 (5 校)	寒川小学校（町民センター分室を含む）
	一之宮小学校（文化財学習センターを含む）
	旭小学校
	小谷小学校
	南小学校
中学校 (3 校)	寒川中学校
	旭が丘中学校
	寒川東中学校
出先機関 (9 施設)	さむかわ庭球場
	美化センター、広域リサイクルセンター
	寒川駅周辺整備事務所 ※平成 25 年度まで
	町民センター、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館
	寒川総合図書館
消防本部	

区分	組織・施設
指定管理者施設 (17 施設)	各地域集会所 (12 カ所)
	福祉活動センター
	ふれあいセンター
	健康管理センター
	町営プール
	寒川総合体育館
委託管理 (1 施設)	一之宮公園管理事務所

#### 4. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、下表に示す「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている6物質のうち、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンの4物質を対象とします。

パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄については、排出量が極めて少ないため、算定の対象外とします。

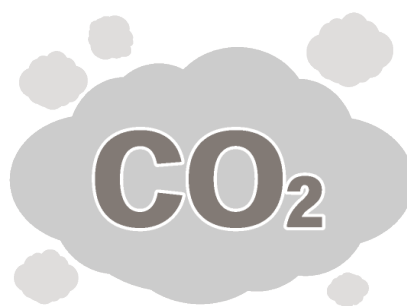


表 平成22年度の町役場からの温室効果ガス排出量

ガスの種類	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (H22)	対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,825	99.9	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	0.069	0.002	○
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	1.59	0.06	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.195	0.007	○
パーフルオロカーボン (PFC)	0	0	×
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	0	0	×
合計	2,827	100%	

参考：《地球温暖化対策の推進に関する法律》

## 第二条

この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

- 2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。
  - 一 二酸化炭素
  - 二 メタン
  - 三 一酸化二窒素
  - 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
  - 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
  - 六 六ふっ化硫黄

## 第二十条の三

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 地方公共団体実行計画の目標
  - 三 実施しようとする措置の内容
  - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。





## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 温室効果ガスの排出状況

これまでの実行計画に基づいて取り組みを行った CO<sub>2</sub> 排出量の状況は、次のグラフのとおりとなっています（平成 12 年度の排出係数に基づき計算）。平成 23 年度は、暫定目標である、平成 18 年度比 9.9%削減され、目標値の5%以上削減されました。

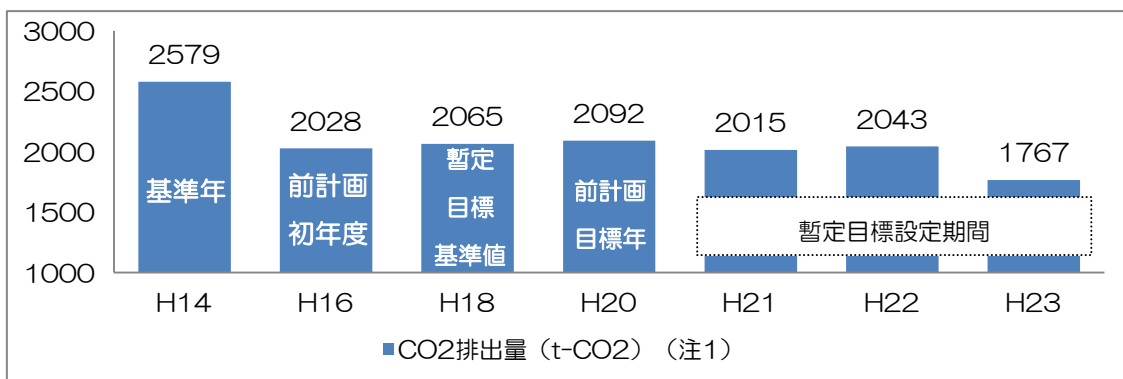


図 前実行計画の取り組みによる二酸化炭素排出量の推移

(注1) t-CO<sub>2</sub>とは、〇〇tのエネルギーの使用によって排出される二酸化炭素の量を示す際に使用する単位です。

### 2. 本計画における基準年度の排出状況

本計画は平成 22 年度を基準年度としていますが、第 1 章で対象範囲とした施設における寒川町の事務事業に伴う平成 22 年度の温室効果ガス排出量は、2,866t-CO<sub>2</sub>でした（平成 22 年度の排出係数に基づき計算）。前計画との数値の差異は、対象施設の範囲の違いと排出係数が異なるためです。

【施設分類別排出量】

分類	対象施設	総排出量(t-CO <sub>2</sub> )	構成比
事務系施設 (注2)	町役場・福祉活動センター・ふれあいセンター・健康管理センター・消防本部	641	22.7%
事業系施設	リサイクルセンター(注3)・美化センター	564	20.0%
教育施設	5小学校・3中学校	627	22.2%
施設の貸出 を行う施設	庭球場・一之宮公園管理事務所・町民センター・南北文化福祉会館・図書館・各地域集会所・町営プール・総合体育館	995	35.2%
合計		2,827	100%

表 施設分類別温室効果ガス排出量（平成 22 年度）

(注2) 寒川駅周辺整備事務所については、平成26年度より本庁舎へ移動するので目標数値からは除外します。

(注3) リサイクルセンターは平成24年度から稼働したため、平成24年度4月～9月の実績から年間数値を推計して含めています。

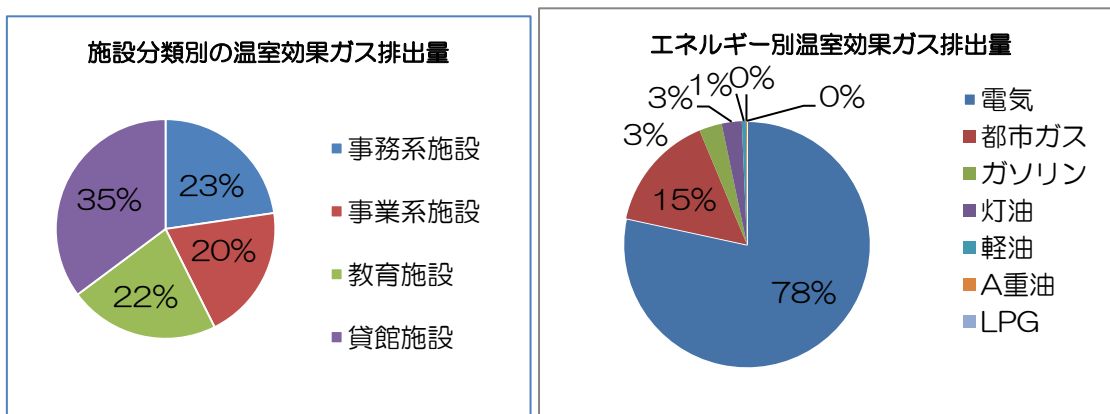
町民への施設貸出を行っている施設が35.2%を占め最も大きく、次いで事務系施設が22.7%、教育施設22.2%、事業系施設20.0%となっています。

【エネルギー別温室効果ガス排出量の割合】

燃料の種類	エネルギー使用量	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	割合
電気 (千kw)	5,924	2,215	78.4%
都市ガス (千m <sup>3</sup> )	194	433	15.3%
ガソリン (kl)	36	84	3.0%
灯油 (kl)	30	74	2.6%
軽油 (kl)	6	15	0.5%
A重油 (kl)	1	4	0.1%
LPG (t)	28.7	0.09	0.003%
合計	—	2,825	100%

表 平成22年度(基準年)の燃料別エネルギー使用量・CO<sub>2</sub>排出量の割合

(注4) CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCは走行量及び車両の保有台数から算出するため、数値から除外しているため、施設分類別排出量の合計と異なります。



発生源別の割合は、電気が約78%、次いで都市ガスが約15%を占めており電気の使用が温暖化に大きく影響していることが分かります。

### 3. 削減目標

温室効果ガスの排出量は、第2次寒川町環境基本計画と整合性を図り、基準年（平成22年度）から毎年1%以上削減することを目標とします。

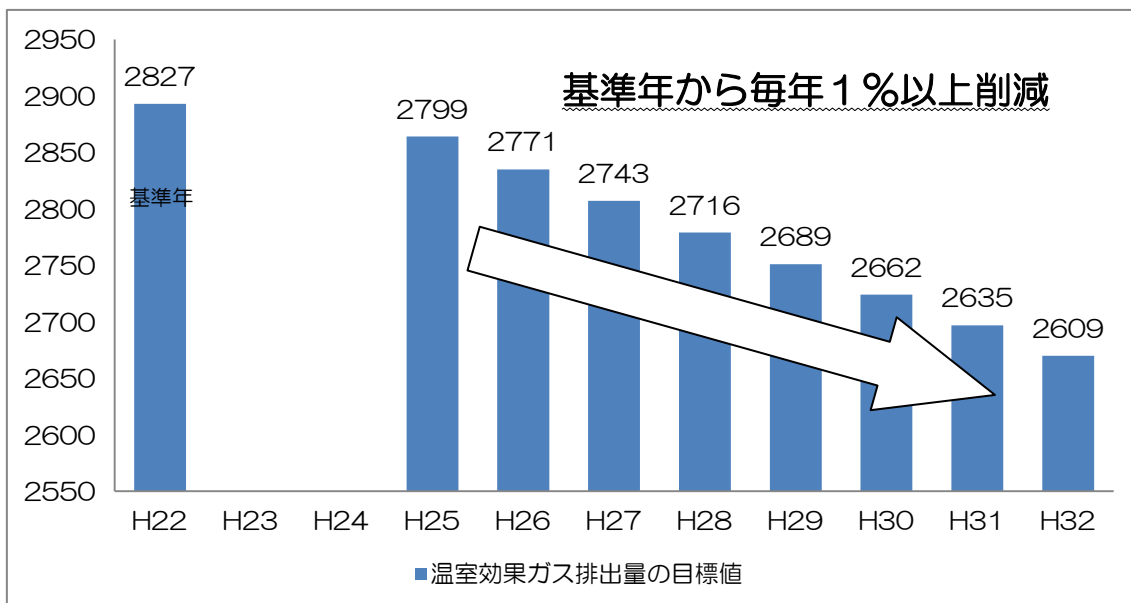


図 温室効果ガス削減目標排出量 (t-CO<sub>2</sub>) の推移

【温室効果ガス削減目標】

	目標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成32年度)	年間目標 削減量
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	基準年から毎年1%以上削減	2,827	2,609	27

表 温室効果ガス排出量の基準値、目標値及び年間削減量

(注5) 平成22年度（基準年）の数値は、平成22年度のエネルギー使用量の実績及び基準年度には稼働していないリサイクルセンターについては実績から算出した推計値から算出しています。

【エネルギー別削減目標】

燃料の種類	目標	基準値 (平成 22 年度) t-CO <sub>2</sub>	目標値 (平成 32 年度) t-CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub> 年間 目標 削減量 t-CO <sub>2</sub>	I初キ <sup>*</sup> -年 間 削減量
電気	基準年から 毎年1%以 上削減	2,215	2,044	21.4	57 千 kw
都市ガス		433	400	4.13	1.9.千 m <sup>3</sup>
ガソリン		84	78	0.75	350L
灯油		74	68	0.71	290L
軽油		15	13.8	0.15	60L
A重油		4	3.7	0.04	13L
LPG		0.09	0.08	0.0013	130 m <sup>3</sup>

表 エネルギー別目標量及び目標削減量

(注6) 平成 22 年度（基準年）の数値は、平成 22 年度のエネルギー使用量の実績及び基準年度には稼働していないリサイクルセンターについては実績から算出した推計値から算出しています。

【廃棄物削減目標】

	目標	基準値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 32 年度)	年間廃棄物 削減量
廃棄物 (t) (注 7)	基準年から 毎年1%以 上削減	375	345	3.75

表 廃棄物の目標及び目標削減量

(注 7) 各施設から排出される廃棄物量と減免による処理量を合わせた数値です。



## 4. 具体的な取り組み

- エネルギー使用量を削減するには、エネルギー使用状況を把握し、全職員が共有して省エネルギーの意識を向上することが必要不可欠となります。目標の達成に向けて、各課・各施設において、各部署に適した取り組みを進めていきます。
- 各課・各施設では、別紙温室効果ガス排出量点検票により、電気や燃料・水使用量・紙購入量・廃棄物排出量を毎月記録し、使用量の推移をチェックします。前年同月などと比較して、使用量が大きく増減している場合には、原因を調査し改善を行います。
- 上記の目標は、原則として全ての施設に適用しますが、施設の利用形態によっては、エネルギーの使用量の削減が難しい場合があります。たとえば、町民への貸出を行う施設は、利用者が増えると、エネルギー使用量が増えてしまうこととなります。このため、年間排出量を年間延べ開館時間で割った1時間当たりの温室効果ガス排出量を原単位換算して評価できることとします。

### 《エネルギー消費原単位とは》

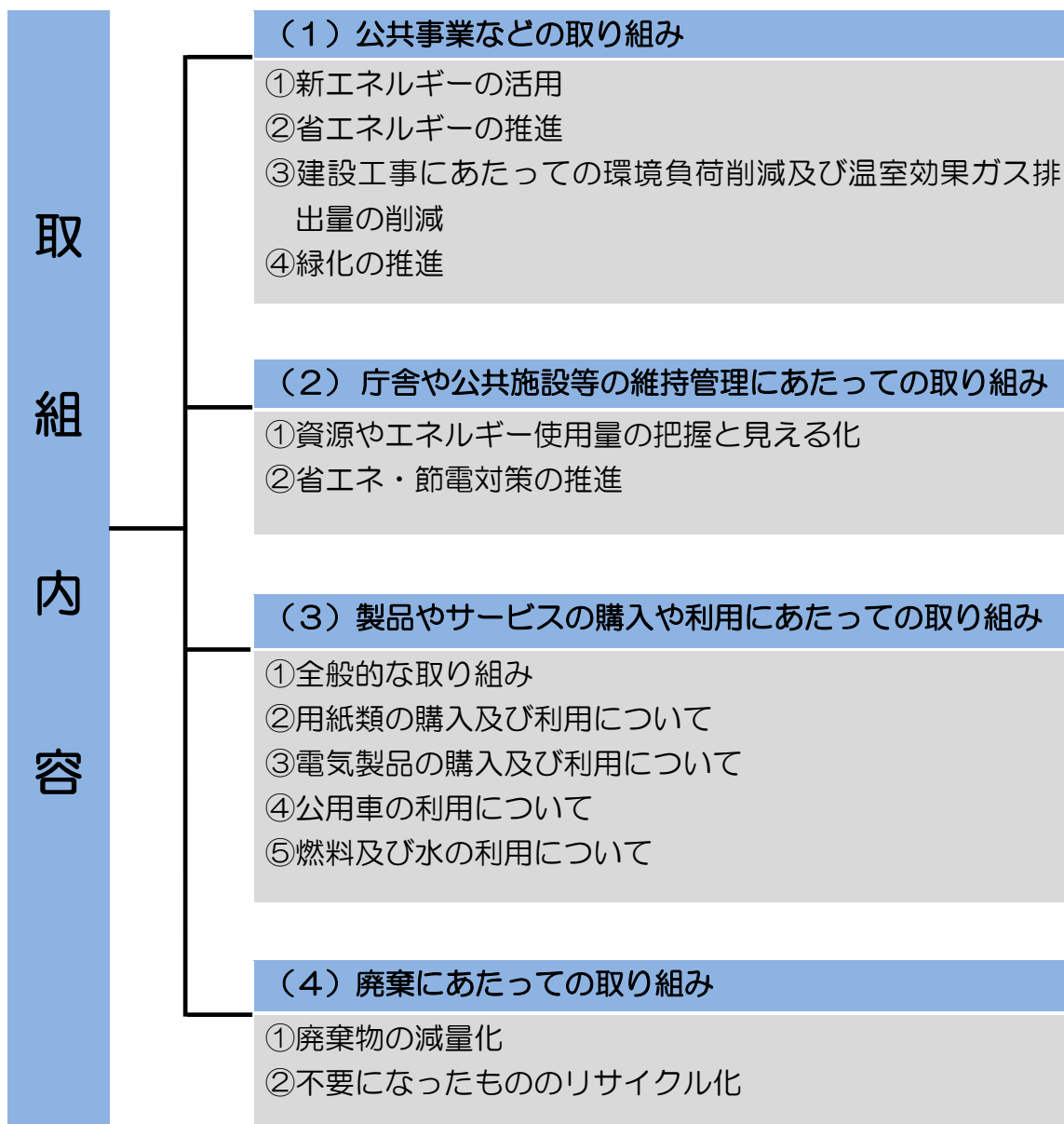
「エネルギー消費原単位」とは、生産量や施設利用者数、建物延べ床面積等のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値で割った値のことを指します。生産量や建物面積が増えればエネルギー消費量が増えるということを前提としたもので、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の中でも原単位での削減目標が用いられています。例えば施設面積の増加により総量としての削減が困難な場合でも、省エネルギーのために行った対策の効果を評価することが可能になります。また、業態の似通った施設において、他と比較して対策の必要性・重要性を判断することができます。





## 第3章 地球温暖化対策の施策と取り組み

### 1. 取り組み項目の体系



## 2. 目標達成に向けた実行項目

(◎重点目標は数量的な目標を設定)

### (1) 公共事業などの取り組み

#### ①新エネルギー※3の活用

- ・費用対効果を踏まえ、計画的に太陽光や風力、バイオマス※4など新エネルギーの活用や蓄電システムの導入などを検討します。
- ・新技術を率先的に導入します。

#### ②省エネルギーの推進

- ・費用対効果を踏まえ、省資源、省エネルギー型の設備を計画的に導入・更新します。
- ・コジェネレーション※5などエネルギー利用の合理化を検討します。
- ・断熱性能を高める対策を行います(複層ガラス、遮光フィルム、木材利用)。

#### ③建設工事にあたっての環境負荷削減及び温室効果ガス排出量の削減

- ・公共事業や公共施設の新増築においては、エネルギーや資源の循環利用を推進し、建築副産物※6の発生抑制や資源化を促進します。
- ・温室効果ガス排出抑制に資する、環境負荷低減※7に配慮した建設資材を選択し、温室効果ガス排出量の少ない施工を実施します。
- ・温室効果ガス排出量を削減するための省エネ化を計画的に進めます。
- ・フロン類※8の適切な処理を行い、ノンフロン製品の利用や、騒音、振動への配慮など環境負荷削減を徹底します。
- ・自然環境や生態系に配慮します。

#### ④緑化の推進

- ・公共施設及び公共事業における敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化を図ります。

### (2) 庁舎や公共施設等の維持管理にあたっての取り組み

#### ①資源やエネルギー使用量の把握と見える化

- ・省エネ診断や節電診断※9を実施し、設備の省エネ化を進めます。
- ・デマンドメーターや省エネナビ※10を設置するなどエネルギー使用量を把握し、管理を徹底します。

#### ②省エネ・節電対策の推進

- ◎年間を通じて節電対策を行います。特に電力需要の高い、夏期・冬期においては、最大電力量を超えないように節電対策を行います。(3)⑤と関連)
- ・節電対策として、照明、空調などは高効率な省エネ型設備への更新、導入を進めます。



- ・既存建築物の設備の定期保守整備を強化するなど適正管理し、負荷管理とそれに応じた運転時間を見直します。
- ・断熱性の向上やエネルギー利用の合理化を進めるなど温室効果ガス排出量の少ない設備を利用します。
- ・ESCO事業<sup>※11</sup>やビル・エネルギー管理システムの導入を検討します。
- ・パソコンの省エネソフトを活用すると共に、未使用時は電源プラグを抜き、待機電力消費を削減します。
- ・冷暖房の設定温度を、夏 28℃、冬 20℃とし、クールビズ、ウォームビズを奨励します。
- ・エレベーターの使用は原則、身体上、健康上の理由による場合の利用に限ります。
- ・ノー残業デー（給料日・水曜日）を徹底します。

### (3) 製品やサービスの購入や利用にあたっての取り組み

#### 《数値目標》

- ・エネルギーや燃料※の使用量を基準年から毎年 1%以上削減します。  
※（電気・灯油・A重油・都市ガス・LPG・ガソリン・軽油）
- ・水道の使用量を前年度より削減します。
- ・紙の購入量を前年度より削減します。
- ・公用車に占める低公害車<sup>※12</sup>の割合を前年度より増やします。

#### ① 一般的な取り組み

- ・環境負荷の少ない省エネ行動を心掛け、エコオフィスを推進します。
- ・学校においては省エネ活動を推進します。
- ・環境物品等の調達方針を作成し、グリーン購入<sup>※13</sup>や環境ラベル<sup>※14</sup>など環境に配慮した製品を購入します。
- ・リサイクル品やリサイクル可能な製品、長期使用が可能で、廃棄が簡単容易な製品を選択し、購入量を削減します。

#### ② 用紙類の購入及び使用について

- ◎用紙類は再生紙を購入し、使用量の削減に努めます。
- ・両面印刷や不要紙の裏面利用を推進します。
- ・用紙を印刷する前に、印刷枚数を再度確認します。
- ・冊子などの印刷物には、再生紙使用を明記します。
- ・事務手続きの簡素化及び、電子化に努めます。
- ・会議資料の簡素化を行い、使用枚数を減らすよう努めます。



### ③電気製品の購入及び利用について

- ・家電、OA 機器、照明機器などの購入、更新の際は、省エネ型製品を選択したり、高効率照明（LED※15・Hf 蛍光灯※16）の導入を検討します。
- ・業務や健康に支障のない範囲で、照明の削減をすると共に、昼休み時間は、窓口以外の照明の消灯を徹底します。
- ・電気ポットやコーヒーマーカーは使用を止め、冷蔵庫の使用は最小限とします。

### ④公用車の利用について

- ◎低公害車（電気・ハイブリッド・その他低排出ガス車）導入を推進します。
- ・走行距離や燃料費を把握し、不要な荷物は積まないなど燃費低減に努めます。
- ・タイヤの空気圧調整及び定期的な車両点検、整備を実施します。
- ・カーエアコン設定温度の適温化を図ります。
- ・アイドリングストップやエコドライブ※17を推進します。
- ・自転車等の利用の促進を図ります。

### ⑤燃料及び水の利用について

- ◎資源や水、エネルギーの使用量を把握し、削減に努めます。
- ・雨水、排水の有効利用を図ります。

## （4）廃棄にあたっての取り組み

### 《数値目標》

- ・廃棄物の量を基準年から毎年 1%以上削減します。（一般廃棄物処理基本計画改訂版の目標に準ずる）
- ・リサイクル率を前年度より増やします。

### ①廃棄物の減量化

- ◎廃棄物の量（リサイクル含む）を把握し、減量化を促進します。
- ・原則家庭と同様の分別を行い、事務室段階でゴミの分別を徹底します。（トイレなどにも雑紙ボックスを設置します）
- ・町及び関連団体主催のイベントでは、廃棄物の減量化に努めます。
- ・リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に努めます。
- ・学校給食など食物残渣は水分をよく切り、再生利用に努め、減量化を促進します。

### ②不要になったもののリサイクル化

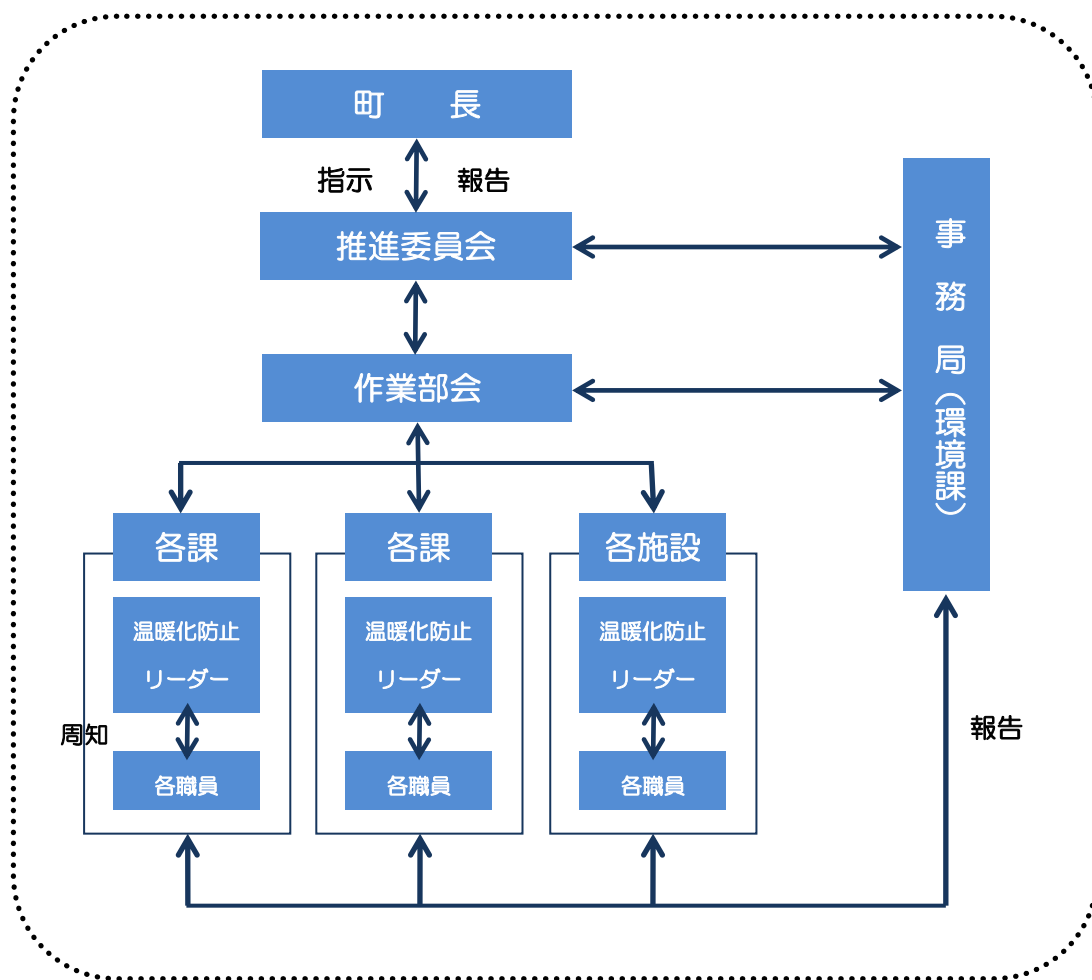
- ◎資源物はきれいにしてリサイクル化を行い、リサイクル率を把握します。
- ・町及び関連団体主催イベントから発生する資源物のリサイクルを行います。
- ・リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に努めます。（再掲）



## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制・点検体制

本計画を確実に実践し、町の事務・事業に伴う環境への負荷を低減するため、以下のとおり、推進・点検体制を整備します。



### 2. 各組織の役割と推進体制

#### 【町長】

推進委員会から実行計画の策定及び変更に関する報告や計画の取り組み状況等に関する報告を受け、必要に応じて計画全体について指示します。

### 【推進委員会】

副町長を会長とし、教育長並びに各部等の長から構成されており、計画の策定及び変更に関する審議を行い町長へ報告します。また、各課・各施設の取り組み結果を評価し、改善指示を行います。

### 【作業部会】

環境経済部長を部会長とし、各課等の長から構成されており、計画の策定及び変更に関する事項や取り組みの進捗状況について、具体的な調査及び検討を行います。

### 【各課・各施設の長】

課内・施設内の実行計画の推進責任者です。各課等の目標をたてたり、課員等に取り組みを周知する際は、課内会議などで情報を共有し目標達成のために実行できる体制を作ります。

また、温暖化防止リーダーを指定し、連携して課等内の取り組みを職員に周知し着実に推進します。

### 【温暖化防止リーダー】

課等内の推進・点検を確実にを行うため、各課・各施設・各指定管理施設に“温暖化防止リーダー”を設けます。温暖化防止リーダーは各職員へ取組内容を周知するとともに、取り組み状況を把握し、各課・各施設の長と連携して、目標推進のため指示・指導を行います。



### 【各職員等】

各職員等は本計画に示された目的や目標達成のため、各取り組み項目について理解し、率先して実行します。各課で使用するエネルギーや資源についての状況を把握し、改善に努めます。なお、指定施設等の職員も同様です。

### 【事務局（環境課）】

職員等へ計画の内容について周知し、取り組み推進のための研修会を行います。各課から報告された年度計画及び取り組み状況やエネルギーの使用状況など点検評価を取りまとめ報告します。

### 3. 職員等への普及・啓発

計画を実行あるものとするためには、各職員等が本計画の趣旨や内容を十分に理解することが必要です。このため、次のような普及・啓発を行います。

- ◆職員等へ計画書などの配布
- ◆職員等に研修の実施
- ◆ポスターなどの掲示
- ◆イントラネットの活用



### 4. 点検の方法と公表

- ◆ 事務局は、取り組み状況について各課等から入力された点検票を集計し、町全体の状況を整理します。なお、点検票は Excel で作成したものを、庁内イントラネットの指定された場所に保存してあります。各課・各施設の“温暖化防止リーダー”は2種類（A票、B票）の点検票に入力します。
- ◆ 指定管理施設の場合は、電子データあるいは配布された紙媒体の点検票を入力又は記入し、指定している課の温暖化防止リーダーに提出します。温暖化防止リーダーは点検内容を確認した上で、庁内イントラネットの指定された場所に入力します。
- ◆ 各小中学校の場合は、電子データあるいは配布された紙媒体の点検票に入力又は記入し、教育委員会の担当である温暖化防止リーダーが取りまとめ、取り組み内容を確認した上で、庁内イントラネットの指定された場所に入力します。
- ◆ A票では、各取り組み項目毎に、初年度（25年度）の始めに本計画期間の前期期間（平成25年度から28年度）の各課等の目標及び年度計画を入力します。毎年年度末には、取り組み項目毎に点検評価を行い、評価結果を踏まえ翌年以降の計画を入力します。事務局は、進捗状況の内容により、追加調査を行います。
- ◆ B票では、毎月の温エネルギーの使用量や廃棄物の量を点検票に入力します。指定管理施設の入力方法はA票と同様です。事務局は、原則四半期毎に入力されたものを点検し、進捗状況の内容により、追加調査を行います。

表 点検票の種類等

調査票の種類		記入者	報告時期	報告先
A票	温暖化対策実行計画点検票	温暖化防止 リーダー	年度末 ※初年度のみ年度初 めと年度末	事務局 (環境課)
B票	温室効果ガス使用量点検票		毎月 (使用量・購入量が 分かり次第)	

- ◆計画の進捗状況については、毎年広報や町ホームページで公表します。

平成〇〇年度 温暖化対策実行計画 点検票(A票チェックリスト)

部課等名、施設名 △△△部△△課、△施設

課長名、施設長名 ○○○○

記入年月日

温暖化防止リーダー名 ◇◇◇◇

(記入者)

取り組み項目	25～28年度の目標と計画	(25年4月に作成)					(26年3月末に作成)			(27年3月末に作成)			(28年3月末に作成)			(29年3月末に作成)			(29年3月末に作成)		
		年度計画(前年の評価を基に変更可)					H25評価			H26評価			H27評価			H28評価			前期(H25～H28)評価		
		25	26	27	28	29～32	各課	各施設	集中管理担当	各課	各施設	集中管理担当	各課	各施設	集中管理担当	各課	各施設	集中管理担当	各課	各施設	集中管理担当
(1) 公共事業などの取り組み																					
① 新エネルギーの活用																					
② 省エネルギーの推進																					
③ 建設工事時環境負荷低減、温室効果ガス排出量削減								契約						契約							契約
④ 緑化の推進																					
(2) 庁舎や公共施設等の維持管理にあたっての取り組み																					
① 資源やエネルギー使用量の把握と見える化																					
② 省エネ・節電対策の推進																					
(3) 製品やサービスの購入や利用にあたっての取り組み																					
① 全般的な取り組み																					
② 用紙類の購入及び利用について								契約			契約			契約			契約				契約
③ 電気製品の購入及び利用について								契約			契約			契約			契約				契約
④ 公用車の利用について								管財			管財			管財			管財				管財
⑤ 燃料及び水の利用について								管財			管財			管財			管財				管財
(4) 廃棄にあたっての取り組み																					
① 廃棄物の減量化																					
② 不要になったもののリサイクル化																					

○評価 達成率 100% → 1、80%→2、60%→3、40%→4、20%→5、0%→6

○各課・各施設・集中管理担当は該当する全ての項目に入力する。

<記載例> 平成〇〇年度 温暖化対策実行計画 点検票(A票チェックリスト)

部課等名、施設名 △△部△△課、△施設

課長名、施設長名 ○○○○

記入年月日

温暖化防止リーダー名 ◇◇◇◇ (記入者)

取り組み項目	(25年4月に作成)						(26年3月末に作成)			(27年3月末に作成)			(28年3月末に作成)			(29年3月末に作成)			(29年3月末に作成)					
	25～28年度の目標と計画						H25評価			H26評価			H27評価			H28評価			前期(H25～H28)評価					
							25	26	27	28	29～32	各課	各施設	集中管理担当	各課	各施設	集中管理担当	各課	各施設	集中管理担当	各課	各施設	集中管理担当	各課
(1) 公共事業などの取り組み																								
① 新エネルギーの活用	〇〇施設の延命化計画検討時の際に新エネルギーの活用について検討する						検討	検討	検討	検討			4	〇〇施設の延命化計画検討時の際に新エネルギーの活用について検討した結果、26年度は〇〇について再調査を行う。										
② 省エネルギーの推進	省エネ診断を受け、省エネ化を計画的に行う						省エネ診断、省エ	実施	実施	実施			1	省エネ診断を受け、費用対効果を調査し、LED化を26～28年度に実施する。										
③ 建設工事時環境負荷低減、温室効果ガス排出量削減	(契約)工事等の使用書に環境負荷低減対策や温室効果ガス排出量削減対策の記載を求める。(環境)環境配慮マニュアルを作成し、公共工事の計画時には事前調整を行う。						調査検討	実施	実施	実施			3	契約	(契約)工事等の使用書に環境負荷低減対策や温室効果ガス排出量削減対策の記載について検討した。今後は義務づけていく。(環境課)環境配慮マニュアル作成のため調査した。								契約	
④ 緑化の推進	温暖化防止、節電対策として壁面緑化を行う						実施	実施	実施	実施			6	緑のカーテン設置で節電効果が上がった										
(2) 庁舎や公共施設等の維持管理にあたっての取り組み																								
① 資源やエネルギー使用量の把握と見える化	電気の使用量が多いのでデマンドメーターを設置して見える化を図る																							
② 省エネ・節電対策の推進	道路照明を水銀灯からナトリウム灯へ変換																							
(3) 製品やサービスの購入や利用にあたっての取り組み																								
① 一般的な取り組み	グリーン購入方針を作成し、環境負荷低に配慮した製品を示す																							
② 用紙類の購入及び利用について	購入の際は必要量を確認して再生紙を購入する																							
③ 電気製品の購入及び利用について	計画的にLED化を行う						導入調査	実施	実施	実施	実施			1	契約	LED化の導入調査を行った結果、26年度から3年間でLED化を行う。								
④ 公用車の利用について	(管財)エコドライブやアイドリングストップを行う																							
⑤ 燃料及び水の利用について	公用車の燃費を把握し燃料の使用量を減らす。節水機器を導入し水の利用を減らす。雨水を利用した散水を行います。																							
(4) 廃棄にあたっての取り組み																								
① 廃棄物の減量化	(管財)ゴミの分別を徹底する。レジ袋の使用自粛、マイ箸の使用を心がける  (小学校)学校給食の廃棄物を減らすための検討をする。子どもたちに学校から出るゴミを減らすため、実行できる取り組みについて考えてもらい実践する。						実施	実施	実施	実施	実施													
② 不要になったもののリサイクル化	ゴミの分別を徹底し、リサイクル率を増やす						実施	実施	実施	実施	実施													

○評価 達成率 100% → 1、80%→2、60%→3、40%→4、20%→5、0%→6

○各課・各施設・集中管理担当は該当する全ての項目に入力する。

## ◇点検票(A票)作成のポイント

実行計画の責任者は各課・各施設の長(指定管理施設は指定している担当課長)とする。

点検票の作成者は各課長・各施設長が指定した温暖化防止リーダーとする。

1. 各課・各施設は目的達成のために実行可能な目標をたて、目標を達成できるように推進する。  
また、集中管理担当は取り組みの推進役として目標をたて目標を達成できるように推進する。
2. 各課・各施設・集中管理担当(以下「各課等」という。)は、目的を達成するため実行可能な目標を立てる。
3. チェックリストは作成が目的ではないので、簡素化した。  
取り組みの大項目(\*)を推進するために、各課等は各取り組みが推進できるような前期4年間の目標と、単年度の目標をたてる。
4. 各課等の目標をたてる際や取り組みを周知する際は、目標達成のために課内会議や、施設内会議で情報を共有し実行できる体制を作る。
5. 年度末に点検評価し、次年度の取り組みに反映させる。  
チェックするポイントは、取り組みの内容を踏まえ、小項目毎に点検評価する。

(\*)10ページから13ページに記載されている取り組みは、大項目、小項目、取り組み内容に分かれる。

温室効果ガス排出量点検票(B票)

年度 平成25年度	部課等名、施設名	課長名、施設長名	温暖化防止リーダー名	施設の床面積
--------------	----------	----------	------------	--------

基準年

調査項目	排出係数	単位	基準年												年間	削減率	評価	
			H22計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				3月
電気	0.374	kWh														0	#DIV/0!	
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!
契約電力(年度当初及び変更時に記入)		kw																
都市ガス	2.16	m <sup>3</sup>														0	#DIV/0!	
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
ガソリン	2.32	L														0	#DIV/0!	
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
LPG	5.98	m <sup>3</sup>														0	#DIV/0!	
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
灯油	2.49	L														0	#DIV/0!	
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
軽油	2.58	L														0	#DIV/0!	
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
A重油	2.71	L														0	#DIV/0!	
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
調査項目	台数	内容	H22計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	削減率	評価
普通・小型乗用車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
軽乗用車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
普通貨物車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
小型貨物車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
軽貨物車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
特殊用途車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
普通・小型乗用車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
普通貨物車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
小型貨物車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
特殊用途車		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
天然ガス		km														0	#DIV/0!	
		給油量(m <sup>3</sup> )															0	#DIV/0!
ハイブリッド		km														0	#DIV/0!	
		給油量(L)															0	#DIV/0!
電気自動車		km														0	#DIV/0!	
		給油量															0	#DIV/0!
水道		m <sup>3</sup>														0	#DIV/0!	
		m <sup>3</sup>															0	#DIV/0!
CO2排出量(月別)	kg-CO2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
CO2排出量(今年度計)	kg-CO2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
CO2排出量(前年度計)	kg-CO2															0	#DIV/0!	
CO2削減量(今年度計-前年度計)	kg-CO2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
廃棄物の量(資源物を含む)	kg															0	#DIV/0!	
リサイクルの量	kg															0	#DIV/0!	
リサイクル率	%		####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	#DIV/0!	
(例)開館時間	h																#DIV/0!	

紙の購入量 ※一年間で購入した量を記入して下さい。

①コピー用紙、印刷用紙

サイズ	購入枚数			評価
	今年度	前年度	削減量	
A4			0	
A3			0	
B5			0	
B4			0	

②その他の用紙

区分	購入枚数			評価
	今年度	前年度	削減量	
			0	
			0	
			0	
			0	

削減目標を達成した場合は「○」を、達成に至らなかった場合は「×」を記入。  
契約電力の欄は、契約電力を超えなかった場合は「○」、超えてしまった場合は「×」を記入。

③封筒

区分	購入枚数			評価
	今年度	前年度	削減量	
角形2号			0	
角形3号			0	
長形3号			0	
マチ付き			0	

原単位(例. 開館時間)での評価				評価
基準年度のCO <sub>2</sub> 排出量	開館時間(h)	1時間当たりの排出量		
0		÷	=	
今年度のCO <sub>2</sub> 排出量	開館時間(h)	1時間当たりの排出量		評価
0		÷	=	



温室効果ガス排出量点検票(B票) ※その他施設用

年度	集会所名
平成25年度	

代表者

温暖化防止リーダー名

施設の床面積

基準年

調査項目	排出係数	単位	H22計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	削減率	評価	
電気	0.374	kWh														0	#DIV/0!		
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
契約電力 (年度当初及び変更時に記入)		kW																	
都市ガス	2.16	m <sup>3</sup>														0	#DIV/0!		
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
ガソリン	2.32	L														0	#DIV/0!		
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
LPG	5.98	m <sup>3</sup>														0	#DIV/0!		
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
灯油	2.49	L														0	#DIV/0!		
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
軽油	2.58	L														0	#DIV/0!		
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
A重油	2.71	L														0	#DIV/0!		
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
水道	上水道使用量	m <sup>3</sup>														0	#DIV/0!		
	下水道使用量	m <sup>3</sup>														0	#DIV/0!		
CO2排出量(月別)		kg-CO2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
CO2排出量(今年度計)		kg-CO2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	
CO2排出量(前年度計)		kg-CO2														0	#DIV/0!		
CO2削減量(今年度計-前年度計)		kg-CO2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
廃棄物の量(資源物を含む)		kg														0	#DIV/0!		
リサイクルの量		kg														0	#DIV/0!		
リサイクル率		%		####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	####	#####			

例. 開館時間 (7時間半→7.5)	h																	
-----------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

原単位(開館時間)での評価			
基準年度のCO2排出量	例. 開館時間(h)	1時間当たりの排出量	評価
0			
今年度のCO2排出量	例. 開館時間(h)	1時間当たりの排出量	
0	0		

削減目標を達成した場合は「○」を、達成に至らなかった場合は「×」を記入。  
 契約電力の欄は、契約電力を超えなかった場合は「○」、超えてしまった場合は「×」を記入

## 温室効果ガス排出量の計算例

- ◆例) 平成 22 年度の電気使用量から、温室効果ガス排出量を求める  
【二酸化炭素】

平成 22 年度電気使用量 (kwh)		排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kwh)		電気使用に係る CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
5,924	×	0.000374	=	2,216

- ◆例) 平成 22 年度の公用車走行量から、温室効果ガス排出量を求める  
【メタン】

走行距離数		排出係数 (t-CH <sub>4</sub> /km)		地球温暖化 係数		公用車走行量に係る CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
(注 8)	×	次ページの表を参照	×	21	=	0.07

【一酸化二窒素】

走行距離数		排出係数 (t-N <sub>2</sub> O/km)		地球温暖化 係数		公用車走行量に係る CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
(注 8)	×	次ページの表を参照	×	310	=	1.6

(注 8) 走行距離数は車種によって異なるため、資料の自動車走行量を参照。

(注 9) 公用車の走行量から排出される温室効果ガスはメタンと一酸化二窒素なので、CO<sub>2</sub>換算するため地球温暖化係数を乗じて計算する。

- ◆例) 平成 22 年度のカーエアコン使用に伴う、温室効果ガス排出量を求める  
【ハイドロフルオロカーボン】

公用車台数 (台)		排出係数 (t-HFC/台)		地球温暖化 係数		カーエアコン使用に ともなう CO <sub>2</sub> 排出 量 (t-CO <sub>2</sub> )
60	×	0.0000025	×	1,300	=	0.195

(注 10) 公用車のカーエアコンから排出される温室効果ガスは HFC (ハイドロフルオロカーボン) なので、CO<sub>2</sub>換算するため地球温暖化係数を乗じて計算する。

## 【排出係数】

活動量 1 単位あたりの温室効果ガス排出量を指します。法令で定められている排出係数は変化しますが、本計画では基準年と比較し点検評価を行うため、計画の期間中は平成 22 年度の排出係数を固定して、温室効果ガス排出量を計算します。また、環境の変化に対応するため、中間年の平成 28 年度には、排出係数の見直しを行います。

燃料	排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /L、m <sup>3</sup> )
ガソリン	2.32 t-CO <sub>2</sub> /k l
灯油	2.49 t-CO <sub>2</sub> /k l
軽油	2.58 t-CO <sub>2</sub> /k l
A 重油	2.71 t-CO <sub>2</sub> /k l
都市ガス	2.23 t-CO <sub>2</sub> /1,000N m <sup>3</sup>
LPG	3.00 t-CO <sub>2</sub> /t

LPG は「m<sup>3</sup>」で報告された数値を、CO<sub>2</sub> 換算するため「t」に変換して計算しています。《計算方法・・・LPG：1 m<sup>3</sup>=2.18kg》

## 【走行量に係る排出係数】

燃料の種類	車種	メタン	一酸化二窒素
ガソリン	普通・小型	0.000010	0.000029
	軽乗用	0.000010	0.000022
	普通貨物	0.000035	0.000039
	小型貨物	0.000015	0.000026
	軽貨物	0.000011	0.000022
	特殊用途車	0.000035	0.000035
軽油	普通・小型	0.000002	0.000007
	普通貨物	0.000015	0.000014
	小型貨物	0.0000076	0.000009
	特殊用途車	0.000013	0.000025

## 【地球温暖化係数】

各温室効果ガスをCO<sub>2</sub>換算して把握するため、CO<sub>2</sub>の温暖化寄与度を「1」として、他の温室効果ガス温暖化寄与度がその何倍かを示す値を地球温暖化係数といいます。

温室効果ガス	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン
地球温暖化係数	1	21	310	1,300

## 環境ラベルの一例

マーク等及び 制度名	運営主体	制度の概要		
		着目する 環境影響	マーク使用手続	制度の特色
 エコマーク	財団法人 日本環境 協会	環境負荷項目を 全体的に着目	①認定の申し込み。 ②商品累計毎に 審査。 ③マーク使用の 契約	ライフサイクル全体 を考慮して環境保全 に資する商品を認 定・表示する制度。 商品の類型ごとに認 定基準が設定されて いる。ISO の規格に 則った我が国唯一の タイプ I 環境ラベル 制度
 (新)  (旧) 国際エネルギー スタープログラム	経済産業 省	稼働時、スリー プ・オフ時の消費 電力に着目	①経済産業省に 事業者登録 ②基準を満たす 製品であることを 確認し、製品 届出書を提出	パソコンなどのオフ イス機器について、 稼働時、スリープ・ オフ時の消費電力に 関する基準を満たす 商品につけられるマ ーク。日本、米国の ほか、EU等7か 国・地域が協力して 実施している国際的 な制度
 省エネラベリング 制度	経済産業 省	機器使用時のエ ネルギー消費効 率に着目	①JIS 規格(JIS A4423 C9901 S2070) に基 づき事業者が自主 的に表示	省エネ法により定め られた省エネ基準を どの程度達成してい るかを表示する制 度。 省エネ基準を達成 →緑色のマーク 未達成 →橙色のマーク

マーク等及び 制度名	運営主体	制度の概要		
		着目する 環境影響	マーク使用手続	制度の特色
 <p>再生紙使用マーク</p>	3R 活動 推進フォー ラム	資源消費量低減 のため、紙・紙製 品等の古紙使用 状況に着目。	自主的に表示で きるため、手続 は特にならない	古紙パルプ配合率を 示す自主的なマーク です。古紙パルプ配 合率100%再生紙 を使用しています。 3R 活動推進フォー ラムで定められたも のです。
 <p>低排出ガス車認定</p>	国土交通 省	大気汚染物質排 出量低減のため、 自動車排出ガス 中の有害物質の 排出量に着目。	①事業者からの 申請に基づい て、国土交通省 が認定する。	自動車の排出ガス低 減レベルを示すもの で、自動車製作者の 申請に基づき国土交 通省が認定している 制度です。
 <p>環境・エネルギー 優良建築物マーク 表示制度</p>	財団法人 建築環 境・省エ ネルギー 機構	建築物使用時の エネルギー性能 等に着目。	①申請者が申請 書を提出し、② 財団設置の審査 委員会が審査を 行う。	一定水準以上の省エ ネルギー性能を有す る建築物に表示され る。表示により、環 境・エネルギー対策 への取組が企業等の イメージアップや、 事務所や店舗、宿泊 施設などを利用する ときの選択肢として 生かされています。
 <p>PETボトルリサイ クル推奨マーク</p>	PET ボト ル協議会	資源消費量低減 のため、PET ボ トルのリサイク ル品（再生処理フ レーク、ペレッ ト）の使用状況に 着目。	事業者からの申 請に基づいて再 利用委員会が審 査し認定する。	PET ボトルのリサ イクル品を使用した 商品につけられるマ ークです。

## 用語の解説

### \*1【地球温暖化】

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇する事をいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、このまま対策を講じなかった場合、2100年には地球全体の平均気温が最大で6.4℃上昇し、海面水位が最大で59cm上昇すると予測されており、生態系、食糧生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されています。



### \*2【温室効果ガス】

太陽光線によって暖められた地表面から放射される紫外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。地球温暖化対策の推進に関する法律においては、6種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6)が対象となっています。

### \*3【新エネルギー】

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の施行令で定義されているもので、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギーとして以下の10種類が定義されています。いずれも枯渇の心配がなく、CO<sub>2</sub>の排出もないことから、その普及拡大は地球環境を守る重要な取組みの一つとして注目されています。

太陽光発電	地熱発電	中小規模水力 発電	バイオマス 発電	風力発電
太陽熱利用	温度差熱利用	雪氷熱利用	バイオマス 熱利用	バイオマス 燃料製造

### \*4【バイオマス】

再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源をいいます。エネルギーになるものとしては、木材・海草・生ゴミ・紙・動物の死骸・糞尿・プランクトンなどの有機物があり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されています。

**\*5【コージェネレーション】**

発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのこと。火力発電など、従来の発電システムでは発電後の排熱は失われていたが、コージェネレーションでは最大 80% 近くの高効率利用が可能となる。省エネルギーやCO<sub>2</sub>の削減に効果がある発電方式として、地球温暖化対策としても期待されている

**\*6【建築副産物】**

建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。なお、再生資源とは、副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいいます。

**\*7【環境負荷低減】**

ノンフロンやアスベストの取り扱い、騒音・振動などの公害防止を含め総合的な環境に対する負荷を低減すること。

**\*8【フロン】**

毒性や引火性がないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、消火剤、発泡剤に用いられています。大気中に放出、蓄積されたフロンは地球のオゾン層を破壊することから、廃棄の際にはフロン類回収業者による適切な処理が必要です。

**\*9【省エネ診断・節電診断】**

省エネの知識や経験が豊富なエネルギー管理士が診断員として事業所に直接伺い、電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況などをプロの目で診断します。さらに、省エネ改善に向けた技術的なアドバイスも行います。診断結果は技術的・経済的視点を盛り込んだ診断報告書と改善提案によって示されます。

**\*10【デマンドメーター・省エネナビ】**

デマンドメーターとは電力量を常時監視し、30 分間の使用電力量を予測し、設定した値（管理デマンド値）を超過する前に警報を鳴らす装置です。また、省エネナビとは、現在のエネルギーの消費量を金額で知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えるとお知らせし、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器です。



**\*11【ESCO 事業】**

オーナーに対し、工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証します。

その報酬として、ESCO 事業者は、ビルオーナーの省エネルギー効果(メリット)の一部を受取ります。

**\*12【低公害車】**

運行に伴う排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスが相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のこと。電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車などがある。

**\*13【グリーン購入】**

商品やサービスを購入する際に環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさします。資源採取から廃棄までのライフサイクルにおいて環境負荷が小さいことなどを重視する必要があります。

**\*14【環境ラベル】**

商品（製品やサービス）の環境に関する情報を製品や、パッケージ、広告などを通じて、消費者に伝えるものを環境ラベルといいます。また、環境ラベルには、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されており、現状では文章やマーク、広告などのさまざまな形態の環境ラベルが存在しています。（別紙「環境ラベルの一例」参照）

**\*15【LED】**

発光ダイオードを使用した照明器具のことであり、「長寿命」「省エネルギー」「小型軽量化」等の特徴があります。

**\*16【Hf 蛍光灯】**

高周波点灯専用形蛍光ランプのことで、蛍光灯 安定器（インバータ式）と組合わせた、Hf 専用器具で使用され、従来のスタータ形・ラピッドスタート形蛍光灯より高効率で消費電力を大幅に抑えることができる蛍光灯です。



### \*17【エコドライブ】

環境に配慮した自動車の使用のことで、エコドライブ普及連絡会が制定した次の様な取り組み（エコドライブ 10 のすすめ）があります。

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適切に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう

## 平成22年度 各施設の燃料等及び自動車走行量

組織・施設名	項目 単位・種類	燃料の使用料							その他			
		ガソリン L	軽油 L	灯油 L	A重油 L	都市ガス m <sup>3</sup>	LPG m <sup>3</sup>	施設燃料 小計	電気 kw	水道使用量 m <sup>3</sup>	再生紙購入量 kg	普通紙購入量 kg
町役場	本庁舎・分庁舎・東分庁舎	20,571	1,331	18,616	1,380	528	50	42,476	885,734	6,083	13,682	700
町役場 小計		20,571	1,331	18,616	1,380	528	50.0	42,476	885,734	6,083	13,682	700
小学校	寒川小学校(公民館を含む)	9	0	1,600	0	9,957	16	11,582	181,407	7,981	1,305	780
	一之宮小学校(文化財学習センターを含む)	9	0	800	0	10,373	0	11,182	135,806	8,974	0	1,440
	旭小学校	9	0	1,200	0	0	6,926	8,135	125,049	10,076	1,100	3,708
	小谷小学校	10	0	1,579	0	0	4,753	6,342	143,500	7,628	1,753	0
	南小学校	10	0	0	0	17,997	0	18,007	225,653	7,070	1,920	0
小学校 小計		47	0	5,179	0	38,327	11,695	55,248	811,415	41,729	6,078	5,928
中学校	寒川中学校	38	0	1,200	0	0	37	1,275	213,903	1,809	330	1,725
	旭が丘中学校	0	0	2,200	0	0	27	2,227	171,813	2,964	3,997	0
	寒川東中学校	0	0	72	0	5,258	0	5,330	161,167	2,920	1,372	2,286
中学校 小計		38	0	3,472	0	5,258	64	8,832	546,883	7,693	5,699	4,011
出先機関	さむかわ庭球場	0	0	0	0	0	38	38	7,457	158	0	0
	リサイクルセンター	5,421	0	0	0	0	0	5,421	470,103	1,142	0	0
	美化センター	381	0	0	0	0	15	396	1,001,640	3,295	10	0
	一之宮公園管理事務所	0	0	152	0	39	0	191	2,435	381	0	0
	町民センター	0	0	0	0	1,645	0	1,645	211,756	1,132	0	0
	北部文化福祉会館	0	0	0	0	0	82	82	96,734	519	0	0
	南部文化福祉会館	0	0	0	0	16,387	0	16,387	86,190	655	0	0
	寒川総合図書館	0	100	0	0	28,700	0	28,800	363,360	2,692	50	0
	消防本部(消防総務課・予防課・消防署)	9,637	4,290	20	0	0	795	14,742	234,998	1,403	330	0
出先機関 小計		15,439	4,390	172	0	46,771	930	67,702	2,474,673	11,377	390	0
指定管理者施設	各地域集会所							0				
	福祉活動センター	0	0	2,365	0	0	92	2,457	37,295	713	0	0
	ふれあいセンター	0	0	0	0	0	26	26	72,402	356	1,500	1,500
	健康管理センター	0	0	0	0	0	75	75	99,464	712	0	0
	町営プール ※H24から推計	0	0	0	0	0	211	211	38,973	5,797	0	150
	寒川総合体育館	0	0	0	0	103,357	0	103,357	957,216	10,862	0	31,500
指定管理者施設 小計		0	0	2,365	0	103,357	404.0	106,126	1,205,350	18,440	1,500	33,150
合計		36,095	5,721	29,804	1,380	194,241	13,143	280,384	5,924,055	85,322	27,349	43,789

参考値

寒川駅周辺整備事務所	0	0	637	0	0	22	659	12,698	62	0	0
------------	---	---	-----	---	---	----	-----	--------	----	---	---

※H26より本庁舎に移動するため参考地としての把握

自動車走行量(m)													項目
自動車走行量(ガソリン)							自動車走行量(軽油)					自動車走行量 (天然ガス)	単位・種類
普通・小型	軽乗用	普通貨物	小型貨物	軽貨物	特殊用途車	小計	普通・小型	普通貨物	小型貨物	特殊用途車	小計		
34,544	25,286	0	22,907	39,935	2,700	125,372	0	0	4,907	0	4,907	0	本庁舎・分庁舎・東分庁舎
34,544	25,286	0	22,907	39,935	2,700	125,372	0	0	4,907	0	4,907	0	町役場 小計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	寒川小学校(公民館を含む)
0	1,175	0	0	0	0	1,175	0	0	0	0	0	0	一之宮小学校(文化財学習センターを含む)
0	1,578	0	0	0	0	1,578	0	0	0	0	0	0	旭小学校
0	2,452	0	0	0	0	2,452	0	0	0	0	0	0	小谷小学校
0	1,175	0	0	0	0	1,175	0	0	0	0	0	0	南小学校
0	6,380	0	0	0	0	6,380	0	0	0	0	0	0	小学校 小計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	寒川中学校
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	旭が丘中学校
0	1,254	0	0	0	0	1,254	0	0	0	0	0	0	寒川東中学校
0	1,254	0	0	0	0	1,254	0	0	0	0	0	0	中学校 小計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	さむかわ庭球場
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	リサイクルセンター
0	0	0	0	3,541	0	3,541	0	0	0	0	0	0	美化センター
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一之宮公園管理事務所
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	町民センター
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	北部文化福祉会館
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	南部文化福祉会館
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	寒川総合図書館
0	0	0	0	2,392	31,838	34,230	0	0	0	13,612	13,612	0	消防本部(消防総務課・予防課・消防署)
0	0	0	0	5,933	31,838	37,771	0	0	0	13,612	13,612	0	出先機関 小計
						0					0		各地域集会所
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	福祉活動センター
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ふれあいセンター
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	健康管理センター
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	町営プール ※H24から推計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	寒川総合体育館
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	指定管理者施設 小計
34,544	32,920	0	22,907	45,868	34,538	170,777	0	0	4,907	13,612	18,519	0	合 計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	寒川駅周辺整備事務所



## 寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 町自らがその事務事業に関し温室効果ガス排出抑制の措置を実行することで、地球温暖化対策の推進を図るため、寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)(以下「実行計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 実行計画の基本的事項の検討及び進行管理に関すること。
- (3) 実行計画の推進に関する調査及び庁内の連絡調整に関すること。
- (4) その他推進委員会の目的達成のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は副町長をもって充てる。

2 会長は、推進委員会の会務を総理する。

3 副会長は、環境経済部長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、教育長並びに各部等の長をもって充てる。

### (会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

### (意見の聴取)

第 7 条 推進委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第 8 条 会長は、推進委員会の会議において審議された事項について町長に報告しなければならない。

(作業部会)

第 9 条 推進委員会は、第 2 条に掲げる事項の具体的な調査及び検討を行わせるため、寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は部会長及び部会員をもって充てる。

3 部会長には環境経済部長を、部会員には各課等の長をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長が欠けるときは、環境課長がその職務を代理する。

6 部会長は、調査及び検討の結果を推進委員会の会長に報告しなければならない。

(議事録)

第 10 条 推進委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(庶務)

第 11 条 推進委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）

平成 25 年 4 月発行

発行：寒川町

編集：寒川町 環境経済部 環境課

〒253-0196 高座郡寒川町宮山 165 番地

電話：0467-74-1111

FAX：0467-74-1385

この冊子は再生紙を利用しています。